

通学上の諸注意

1 通学上最も重要なこと

- ①交通安全の習慣(事故・危険のないようにすること)
- ②時間厳守の精神、社会的マナーを身につけること。

2 全般的注意

- ①時間にある程度余裕をもって、通学すること。
- ②踏切・横断歩道は細心の注意をはらい、無理しないこと。
- ③歩行の際は車等に十分注意し、他の迷惑にならないこと。

3 列車・バス

- ①多人数で乗車するときは、列をつくり速やかに乗車すること。
- ②他の乗客の邪魔にならないこと。
- ③車内では言語動作に気をつけ、外の乗客に迷惑をかけないこと。
- ④高齢者、子どもなどには、積極的に席を譲るよう心掛けること。
- ⑤下校時、駅・バス停に下車後は、速やかに帰宅すること。
- ⑥定期券の不正使用等は絶対にしないこと。

4 徒歩・自転車・その他

- ①交通道德や信号・標識をよく守り、危険のないよう十分注意すること。
- ②登下校の所要時間・交通量等を考え・規則的な通学を心がけること。
- ③通学路は安全なルートを選び、遠距離の自転車通学等無理な通学方法は避けること。
- ④自転車並進、横に広がっての歩行等、他の交通の妨げにならないこと。
- ⑤日没後の下校は安全なルートを選び、危険のないよう複数で帰宅すること。
自転車の場合は、必ず点灯し、反射材等も備えること。
※自転車通学は届出（登録）制とする。必ず指定のステッカーを貼ること。

自転車、自動二輪車、自動車の使用に関する指導基準

1 自転車(軽車両)

- ①通学に自転車を使用する場合(途中駅、バス停まで使用する場合を含む)は所定の様式により届け出ること。
- ②使用する自転車には尾灯下部に必ず学年色別のステッカーを貼付すること。(毎年更新)
- ③自転車の通学許可期間、整備点検、服装、駐車方法、走行帯、交通ルール、マナー、禁止事項、保険加入については別に指導する。

2 自動二輪車

- ①自動二輪車の使用・運転は、交通安全上、風紀上、責任能力上の理由から通学、通学以外の利用にかかわらずこれを許可しない。
- ②前項の規定に基づき、自動二輪車の免許取得は原則としてこれを認めない。

3 自動車(普通自動車)

- ①自動車の使用、運転は、交通安全上、技術上、責任能力上の理由から通学、通学外の利用にかかわらずこれを許可しない。
- ②前項の規定に基づき、自動車の免許取得は原則としてこれを認めない。但し、3年生の二学期末考査以降、進学及び就職先の決定、または就職条件等相当の理由を記して申し出たときは自動車教習所通学、免許取得を認める。(別紙許可願、取得届、誓約書様式)
但し、免許を取得しても在学中は運転を認めない。

